



広島県収受	
第	号
-3.6.10	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

3生畜第253号-1
令和3年6月7日

広島県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

種畜証明書の有効期間延長の通報について

このことについて、独立行政法人家畜改良センターは、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づき、毎年定期に種畜検査（以下「検査」という。）を行い、1年間を有効期限とする種畜証明書を交付している。

令和3年度の検査について、天災その他やむを得ない事由により、別紙のとおり、一部の家畜については、種畜証明書の有効期限内に検査を受けることができない見込みである。

このため、有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき有効期限を6箇月以内に限り延長するので、通報する。

(別紙)

延長が必要な定期種畜検査場所

都道県	班	変更前	変更後	市・郡	市町村	場所
広島県	1	6月11日	6月28日	庄原市	七塚町	県立総合技術研究所畜産技術センター

令和3年度定期種畜検査計画

広島県 第 1 班

検査月日	検査場所			家畜の種類別検査予定頭数					適用
	郡市	町村	位置	計	乳用牛	肉用牛	馬	豚	
6月11日	庄原市	七塚町	県立総合技術研究所畜産技術センター	15		15			
総計				15		15			